

D 所得48万円超の方

以下のいずれかに該当される方に、支給確認書を送付します。

- ・令和6年度調整給付の支給対象になっていない
- ・調整給付と定額減税を合わせても4万円に満たない

支給確認書が届いた方

支給額や口座情報をご確認いただき、変更がなければ、本人確認書類等を添付して令和7年10月31日までに福祉政策課へ提出してください。

支給確認書が届かない方

給付対象になる可能性がありますので、申請窓口（0838-25-3660）にお問い合わせください。